228

無形民俗文化財の「変化」を考える

-特に文化財指定との関連で-

大きかった。 れる側面」に区別してモデル化された着想と内容には啓発されるところが 筆者にとっては三隅治雄の論旨を深化させ、「変化の要因」と「変化の現 図したもので、教えられるところがきわめて多い好論文であった。特に、 能の様式的な変化を問題の中心に据え、 者の間で漠然と使用されてきた観のある「変化」の実態について、 考は文化財としての民俗芸能を保護するという時点において、従来、関係 本論は、 俵木悟の論考(1)に触発されてまとめたものである。俵木の論 伝承者側の視点に立った検討を意 民俗芸

ここでは、 態とともに、 どの側面が考えられるが、この論文では、 ている。文化財の現場では、現実的には開催期日などをめぐる変更の問題 ある。文化財の世界における無形民俗文化財、特に民俗芸能の「変化 変容」には、 無形民俗文化財の「変化」をめぐる問題は古くてしかも現在的な課題で 衣装、採り物類などの問題とともに触れられていない。 に見える「変化」として問題とされることも多いのであるが、 演目等の芸能的側面の変化をもたらす要因に関心が向けられ 開催期日、 、場所、 構成員、 芸態、 特に、 演目、 身体技法的、 衣装、 すなわち芸 採り物類な しかし、

大

島

暁

雄

る 芸能などの 当然のことながら、このことは本論文の評価を損なうものではない。 惹起されることが多いのであって、 「変化」を考える場合、 本質的なものとは考えにくいからであ 後者の問題はいわば便宜的な要因から

びとにとってかけがえのない価値を持っている。同時に著しい短所として も当然のことであったろう。 形民俗文化財の変化をめぐる論考の多くがこの点に関わるものであること うくする要因となっていることもまた良く知られているところである。 いところであるだろう。そして、 「変化」を免れない性質を有し、 ともあれ、 無形民俗文化財は現在に生きている文化財として、 往々にして「変化」が文化財の価値を危 安定性に欠けることは、 何人も異論のな

とがなく継承することへの期待が共通してあるといえるだろう。 模で盛んに起こっている。無形民俗文化財の価値は多彩であり保護を求め る目的も多方面にわたっているが、 うした状況の中で無形民俗文化財の一層の保護を求める動きが世界的な規 現在、 無形民俗文化財をめぐる環境は厳しさの一途をたどっており、 保護の背景には現在の価値を損なうこ

討も求められるところである。 ることはもとよりであるが、更に進んで具体的な対処の方法等に対する検 これらの問題に対処するためには、 いわゆる「変化」 の要因と実態を知

本稿は、 俵木や三隅らによって示された成果を基に、こうした無形民俗

ある。大方のご批判とご教示を賜れば幸いである。移して、上記の課題への対処の仕方などの手がかりを得ようとする試みで題が実際的に影響を及ぼしてくると考えられる文化財保護の局面に焦点を文化財における変化の問題から検討を一歩進め、いわゆる変化に関わる問

Ⅰ 問題の所在 ─「変化」が問題にされる局面について─

化」について考察を試みるものである。としての保存と継承を阻害するものという意味において問題となる、「変としての保存と継承を阻害するものという意味において問題となる、「変に変化」の問題を捉える視点についてである。冒頭でも述べたように、こまずはじめにお断りしておかなければならないことは、本論文で扱うまずはじめにお断りしておかなければならないことは、本論文で扱う

要があろうかと思う。のは「現状変更」であって、この間の問題についても少しく触れておく必のは「現状変更」であって、この間の問題についても少しく触れておく必るが、文化財保護法で使用される用語は「変更」であり、制限されているまた、これに関して本稿では文化財の「変化」という用語を使用していまた、これに関して本稿では文化財の「変化」という用語を使用してい

俗文化財に内包される無意識的な、あるいは内在的な要因による変更をも能であり、「変化」は働きかけの有無には関係なく生ずる状態を示しているのは、主体的な働きかけに相当する部分のみであるということも出来るだろう。法的にいえば文化財保護法で制限さとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるとがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも関係なく生ずる状態であり、「変更」はなに対しないと関係なく生ずる状態であり、「変更」はなに対した。

本されていることなどを指摘した(3)。 対象とし、「変化」の観点で統一して検討を進めて行くこととしたい。 対象とし、「変化」の観点で統一して検討を進めて行くこととしたい。 対象とし、「変化」の観点で統一して検討を進めて行くこととしたい。 対象とし、「変化」の観点で統一して検討を進めて行くこととしたい。 対象とし、「変化」の観点で統一して検討を進めて行くこととしたい。 対象とし、「変化」の観点で統一して検討を進めて行くこととしたい。 対象とし、「変化」の観点で統一して検討を進めて行くこととしたい。 対象とし、「変化」の観点で統一して検討を進めて行くこととしたい。

と思う。
文化財の指定制度に関する時点にあることについては了解が得られるもの文化財の指定制度に関する時点にあることについては了解が得られるもの「変化」が問題とされるのは、後者の「型の伝承」に関わる分野であり、了解は得られている状態にあるとは考えられないが、当面の課題としてこの分類については、まだ細部についての検証が不十分であり、大方のこの分類については、まだ細部についての検証が不十分であり、大方の

の貢献」を今後の課題として結ぶ。
しないのか:様式と意識」と問いかけ、最後に「変化を生きる民俗芸能へ化に抗するメカニズム」と解明を続ける。その上で「何が変化するのか/化に抗するメカニズム」と解明を続ける。その上で「何が変化するのか/因等について、俵木は三隅治雄の論文(きを手がかりに更に検討を深め、因等について、俵本は三隅治雄の論文(きを手がかりに更に検討を深め、とて、民俗芸能の「変化」のメカニズムや現象とそれをひきおこした要

その指摘するところは多方面に及んでいて、伝承の現場に即し実態を踏まを継続させようとする者たちの意識に対する環境作りにあるとするなど、俵木の指摘は、「変化」の問題にとどまらず、民俗文化財の保護は伝承

る。を、今後の研究の課題とする」というセンテンスが気にかかるところであを、今後の研究の課題とする」というセンテンスが気にかかるところであ変化を生きる民俗芸能に対して、我々が貢献できることは何かと問うことせていただくならば、最後に述べられている「変化の是非を問うよりをさえたものとして大いに評価されるものであるが、あえて無い物ねだりをさ

ここには民俗芸能に向けられた俵木の真摯な態度が良く窺えてそれなりに評価出来る部分であるが、しかしあえていわせていただくならば、ここのは、研究者が担う責務には当該民俗の伝承者に対するものばかりでは、研究者が担う責務には当該民俗の伝承者に対するものばかりではなく、その恩恵を享受しうる人びとが益するであろうと考えられるところにも配慮が必要と考えるからに他ならない。豊富な実地調査を経験してこられた俵木のことであるから、このことは既にしっかり認識されており殊られた俵木のことであるから、このことは既にしっかり認識されており殊られた俵木の立とされるのであって、時には伝承者の論理とは違った研究者の論理も必要とされるのであって、時には伝承者の論理とは違った研を行うという心構えが伺いたいとろであった。なお、この問題についてを行うという心構えが伺いたいところであった。なお、この問題については更に詳しく後述したいと考えている。

月年とこ。 込んでいただくとともに、これまでの体験に基づく個別ケース論を大いに 望むらくは、俵木の今後の研究計画の中にこうした要素を積極的に織り

文化財保護法における基本的考え方

II

る機会を得ているが必ずしもまとまった報告とはなっていないので、このついて考えてみようと思う。この問題については、これまでも度々言及すここで、今回の検討の場となる無形の文化財の文化財指定ということに

機会を利用して今一度考えてみたいのである。

こう。検討に取りかかる前に無形の文化財ということについて少しく触れてお

能、 財の範疇で扱われてきた経緯があり、現在もその強い影響下にあることか ら一応今回の検討からは対象外としておきたいと思う。 多く見られる通りであるが、文化財保存技術についてはかつては無形文化 として文部科学大臣が選定した、「選定保存技術」を含めて考えることも ことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要がある」 えて、法律では文化財とはされていないが、「文化財の保存のために欠く の民俗文化財を総称した用語として設定したものである。なお、これに加 俗文化財」のうちに規定されている風俗慣習、民俗芸能、 が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」とされる「民 化財」と、「衣食住、生業、 産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの」とされる「無形文 ンルはなく、この用語は 既に明らかなように、 民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、 文化財保護法では無形の文化財という特定のジャ 「演劇、 信仰、 音楽、 年中行事等に関する風俗慣習、 工芸技術その他の無形の文化的所 家屋その他の物件で我 民俗技術の無形 民俗芸

民生活研究上の資料性の多寡に応じて対象物件が選択されるのだといえ高いものを選択し、指定文化財としてさまざまな保護の施策を施していることは周知の通りである。これもまたたびたび言及しているので既にご承知のことと思うが、文化財の種別によって価値の観点が相違するので既にご承知のことと思うが、文化財にとって述べれば、無形民俗文化財の指定は当該定活の推移をうかがい知ることの出来る事象の包含量とでもいうべき、庶生活の推移をうかがい知ることの出来る事象の包含量とでもいうべき、庶生活の推移をうかがい知ることの出来る事象の包含量とでもいうべき、庶生活の推移をうかがい知ることの出来る事象の包含量とでもいうべき、庶生活の推移をうかがい知ることの出来る事象の包含量とでもいうべき、庶生活の推移をうかがい知ることの出来る事象の包含量とでもいうべき、庶生活の推移をうかがい知ることの出来る事象の包含量とでもいうべき、庶生活の推移をうかがい知ることの出来る事象の包含量とでもいうべき、庶生活の推移をうかがい知ることの出来る事象の包含量とでもいるので思いる。

化的所産の歴史性や芸術性によって評価されるのである。る。これに対して、無形文化財は物件自体に示されるわざなどの無形の文

と考えるべきなのである。と考えるべきなのである。と考えるべきなのである。とどいようであるが、民俗文化財の指定は当該文化財本来異なっている。くどいようであるが、民俗文化財の指定は当該文化財本来異なっている。くどいようであるが、民俗文化財の指定は当該文化財本来異なっている。くどいようであるが、民俗文化財の指定は当該文化財本来と考えるべきなのである。

いては文化財全て同様である。
する手段として用意されたものということが出来よう。指定の意義等につと恩恵に供することが出来るようにするために、各種の公的援助を可能にと恩恵に供することが出来るようにするために、各種の公的援助を可能にする民俗事象を出来るだけ姿を変えることなく後世に伝え、広くその利用する民俗文化財の指定・選択といった行為は、こうした高い資料性を有無形民俗文化財の指定・選択といった行為は、こうした高い資料性を有

は先に述べた通りである。 中にあっても芸能と工芸技術とでは、 無形の文化財の中にあっても無形民俗文化財と無形文化財、 する対象をどう考えているかということを再確認してみようとする試みで また、伝統性ということを一つの指標として、創造性等に対する文化財と て、「継承」「発展」という伝承にかかる考え方についての検討を試みた(を) るように見えることを指摘したつ。いずれもそれぞれが指定して守ろうと しての評価が、同じ無形文化財の分野でも芸能と工芸技術とでは違ってい 「変化」に対する対応の仕方に違いが見られることが明らかになったこと 以前に筆者は、無形文化財と無形民俗文化財のそれぞれの性質に着目し いい換えれば指定の価値の存続が問題となるであろう「変化」に関 改めて考えてみたいと思った次第であった。この結果、 「変化」 の捉え方、 強いていえば 無形文化財の 同じ

となく後世に伝えることにあることは明らかなことである。いずれにせよ文化財保護法における指定の基本的理念は現状を変えるこ

無形民俗文化財保護の必要性など

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

る危険性を意味しているといえよう。財保護の世界においては、一般に変化するということは価値の喪失に通じがしかの変化を不可避的なものとすることは先に述べた通りである。文化無形民俗文化財はそのままの形では保存することは不可能であり、なに

ここで再度、無形民俗文化財の文化財指定の必要性という問題についてな事由があるときには指定を解除できることとしているのである。である。そして、指定の規定とともに、その価値を失った場合その他特殊である。文化財保護法では指定された無形民俗文化財の現状変更を規制す

考えてみよう。それは、無形民俗文化財には現状保存に関する規定は用意されてはいないものの、文化財保護法の基本的な理念は現状保存にあることは明らかであって、その手段として指定行為が用意され各種の保護がなような手段を講じてみても、生きている姿で現状のまま固定して後世に伝ような手段を講じてみても、生きている姿で現状のまま固定して後世に伝えることは不可能であるにもかかわらず、法律を作ってまでも国が指定したることは不可能であるにもかかわらず、法律を作ってまでも国が指定したることは不可能であるにもかかわらず、法律を作ってまでも国が指定した。

げられることも多いと考えられ、すこぶる行政的な課題でもあると思われの問題は、主には施策に対する費用対効果、機会均等などの観点で採り上ても、前項に引き続いて再度考えて見る必要があると思われる。なお、ここのことは自明のこととして見過ごされがちであるが、この問題につい

必要性の第一は文化財保護法に明記されている通り、無形民俗文化財の必要性の第一は文化財保護法に明記されている通り、無形民俗文化財保護法に明記されている通り、無形民俗文化財保護法に明記されている通り、無形民俗文化財の必要性の第一は文化財保護法に明記されている通り、無形民俗文化財の必要性の第一は文化財保護法に明記されている通り、無形民俗文化財のある。

んで精一杯の継承を図っていこうとしているのである。がその恩恵に浴することが出来るように、限られた手段と経費等をつぎ込可能な限りその形を変化させずに後世に伝えて、出来るだけ多くの人びと「型の伝承」に着目して文化財保護法の中に指定制度を導入するとともに、そして、わが国では無形民俗文化財の効用を確実なものとするために、

0) 継承を実現する便法としてしばしば用いられ、また容認されてきた。 代の進展などに原因するさまざまな問題に対して、その解決を図り円滑な 俗文化財の保護を求める声は未だかつてないほどの高まりを見せている。 がユネスコの無形文化遺産保護条約へと結びついていった。 式の破壊を進めている。 世界の結びつきを強め、 たふるさとの地域生活や歴史へのこだわりが希薄となり、 ティティの喪失や自信の喪失に繋がりかねないといった個人的レベルで 危険性とともに、 無形民俗文化財の「変化」は、 科学技術の進歩による、通信手段、 その一方でそれらの手法が持つ危険性として、 地域の歴史への関わりの検証の手だてが失われること 世界の国々はこうした動向に危機感を強め、これ 生活のグローバル化の波は各地の特色ある生活様 意識の変化や生活様式の変化などの、時 移動手段等の飛躍的な発達は急速に 自らが生まれ育ってき 結果的にアイデ 現在、 無形民 しか

> との多い無形民俗文化財の価値の発見と確認を円滑に行う手法として、 から、 にくくなるなど、これら地域間連携とでもいうべき各地域に課せられてい とによって前述のような危険性を招き、 れぞれに地域文化の特性の発信と他地域間での比較検証が不可欠とされる 指摘することができよう。 指摘したところである(9) る責務の放棄に繋がる危険性を有するなどの、公共レベルでの問題も既に のにもかかわらず、 の連帯基盤喪失の危険性を招きかねないといった共同体レベルの危険性を 地域成員間 の共同・共感意識の喪失に繋がって伝統的な地域共同体 こうした無形民俗文化財の「変化」を安易に認めるこ なお、 これに加えて、無意識的に伝承されるこ 結果として地域の特性が顕在化し そ

のであって、現在の動きには積極的な対応が必要と考えるのである。とされるのであり、国やユネスコのような国際機関が保護する必要があるなかろうか。地域に密着した文化財だからこそ全体を見極めた施策が必要なかろうか。地域に密着した文化財だからこそ全体を見極めた施策が必要なかろうか。地域に密着した文化財だからこそ全体を見極めた施策が必要とされるのである。

にあるといえよう。

ちなみに、最近は有形の文化財の分野でも、それを支える無形の文化財 ちなみに、最近は有形の文化財の分野でも、それを支える無形の文化財 たあるといえよう。

こあるといえよう。

文化財の「変化」とその対処法をめぐる問題は、文化財の現在的な効用

制度的に保証したのが文化財保護の制度であるということが出来よう。件であり、これは全ての人びとに課せられた責務といえる。そしてこれを過去の優れた遺産を後世に伝えることは人類の発展にとって不可欠の要

近年、民俗学の分野でも、文化財の継承をめぐる地域内部における葛藤近年、民俗学の分野でも、文化財の継承をめぐる地域内部における葛藤ないものとなっていると考えるべきなのである。

約が加わってくると考えられるからである。 の保護に関する視点も併せ持つことが必要である。先にも述べた通り、無の保護に関する視点も併せ持つことが必要である。先にも述べた通り、無解が加わってくると考えられるからである。

付随することを認識すべきである。
文化財指定という行為の背景には、否応なしに論理の転換ということが

指定制度を支える仕組み-文化財指定と指定解除

V

せられた明白な事実である。て無限に保護を続けるわけにはいかないのもまた避けて通れない行政に課で無限に保護を続けるわけにはいかないのもまた避けて通れない行政にごい文化財の保護が行政行為として行われている以上、特定の文化財につい

は、 その伝承が生きているのか消滅しているのかなどを判断することは大変難 しい問題である。これもあってか、 の要素にのみ視点を置くことは許せない。また、無形民俗文化財の場合! ており、全てを一律に同一視することは出来ない。「変化」を考えるに負 保護を正当化する効果をも発揮していると考えることも出来るのである。 り、またその限定条件を示すことによって、変化を不可避とする文化財の う意味で、指定解除などの措置が必要となってくることもあるのである。 残っているとしても、場合によっては機会均等などの観点を保証するとい 避的に訪れる変化の影響を受けた結果、例えまだ幾ばくかの資料的価値が の行為であると指摘した。限られた経費と手段の中で行われる行政行為に れており、 除の規定を設けることによって保護の制度的限定の思想を示すこととな は、当該施策の効率的運用が必然的に義務づけられているのである。不可 しかし、一口に「変化」といってもその実態は多様な局面から成り立っ 指定と解除という相反する二つの規定の関係でいえば、 先に、無形民俗文化財の指定等の行為は保護に取りかかる優先順位 保持者の死亡などによる認定者の不在の事態に限って指定解除が行わ 重要無形民俗文化財の場合は指定解除の例はない。 国においては重要無形文化財の場合に それは、 づけ

えれば、無形民俗文化財を保護するということについては当該文化財を継る。文化財の指定制度の趣旨からはやや離れるとしてもこうした効用を考郷土意識の高揚や地域振興に役立つ側面もあることは見逃せない事実であまた、理論上の問題は別として、文化財指定には当該文化財を生かした

重であらねばならないだろう。 続することに最終的な目標を置くべきであり、その意味からも解除には慎

変化を容認せざるを得ないことを指摘しているのである。 昭和五十二 こうした考え方は文化庁の関係者間に等しく意識されている。昭和五十二 こうしたさを得ないことを指摘しているのであるが、時代の変遷、なろう。伝承組織(保存会等)による保存が行われている場合であっても、世代の交替、観光資源化等による変容は免れない。伝承されてきた類型的定型的行為が基本的に踏襲されていることが必要であるが、時代の変遷、たる者の世代交替等に応じた部分的な、かつ、創造的な改変を否定することは、永続的保存を困難とする結果となるから、ある程度容認する必要があると思われる(20°)」と述べて、「永続的保存」を図るためにはある程度の変化を容認せざるを得ないことを指摘しているのである。

要であるということになろう。

要であるということになろう。

の辺りに資料的価値の認定ポイントがあるのかを明らかにした上で、変化の辺りに資料的価値の認定ポイントがあるのかを明らかにした上で、変化が当該無形民俗文化財にとって資料性を失わしめる決定的な要素となってが出該無形民俗文化財にとって資料性を失わしめる決定的な要素となってが出いるが、指定解除などにあたる場合の行政側の対応としては、ど端的にいえば、指定解除などにあたる場合の行政側の対応としては、ど

ずまだまだ多いと想定されるのである。得てきているが、その実これらに内包される問題点は、上記の例に留まらしている。わが国の無形民俗文化財の保護のシステムはそれなりの評価を現在、世界中で無形民俗文化財の保存を巡る環境は日に日に厳しさを増

く取り組みを提案(ぎしているが、その検討の第一歩としてそれぞれの施るために、現在個別に保護されている無形の文化財の一体的な把握に基づ筆者は日本の文化財保護施策の長所を生かしつつ新たな展開を可能とす

ものである。
る課題について、更に詳しく見て行くことから始める必要があると考えるいわゆる「変化」についても、それぞれの実態の解明に入る前に前提とな策内容についてより詳しく見て行く必要を感じている。今回検討を試みる

無形民俗文化財に見る変化の検討

V

ろに起因すると考えられる。ちれる」という関係性の中に存在し、問題が認識されやすい、というとこられる」という関係性の中に存在し、問題が認識されやすい、というとこ芸態の変化を問題にしたものである。これは、芸能が絶えず「見る」「見研究が進んでいて、幾つかの成果が上げられて来てはいるが、その多くは無形民俗文化財の変化の問題については、これまでは民俗芸能を中心に

いだろう。

で化という問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないわけではなのでという問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないわけではなっての。ことに文化財指定をめぐる変化・変容の問題が話題とされることが究や、ことに文化財指定をめぐる変化・変容の問題が話題とされることがの多くは変化の結果生じた問題や個別事例の報告等にとどまっており、の多くは変化の結果生じた問題や個別事例の報告等にとどまっており、定いという問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないわけではな変化という問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないわけではな変化という問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないわけではな変化という問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないわけではな変化という問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないわけではな変化という問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないわけではな変化という問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないわけではな変化という問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないがない。

れているしきたり・手順などとの整合性を図り、眼前の問題に対応しようち、意識した変化の要因としては時代の変化等によって変化を余儀なくさち、意識した変化か意識せざる変化かといった問題とでもいうことが出来り、意識した変化の問題は俵木らの問題意識に連なるところであろう。すなわるだろう。この問題は俵木らの問題意識に連なるところであろう。すなわまに承者側の問題である。まず一つは、変化を起こす主体の問題、すなわち伝承者側の問題である。まず一つは、変化を起こす主体の問題、すなわち伝承者側の問題である。まず一つは、変化の問題を考える視点としておおよそ三つの局面を考えてい

き中で惹起される、伝統と創造性とをめぐる問題などが含まれてこよう。ここには芸能などの場合によく見られる、伝承者自身の芸術性を求める動の肉体的変化や時代の趨勢などによる用具等の変化などが考えられよう。とすることなどが考えられるし、意識せざる変化の要因には、伝承者たち

この問題はこれを提起する人によって現れ方が違ってくるといえよう。などの経験者が意識する場合、または、祭りの当事者以外の研究や行政担などの経験者が意識する場合、または、祭りの当事者以外の研究や行政担当者などの、第三者により変化が意識され問題とされるような場合が考えられる。このうちしばしば問題となるのは先輩・古老などの経験者が意識する場合である。先例に固執しがちな先輩・古老と、新しく祭りを引き継ずる場合である。先例に固執しがちな先輩・古老と、新しく祭りを引き継ずる場合である。先例に固執しがちな先輩・古老と、新しく祭りを引き継ずる場合である。

体の連帯の基盤を喪失する恐れなどがあると考えられるのである。 失うことにより、 種の地域間に期待された共同責任を果たせなくなる恐れ、同郷意識などを が失われる危険性や、 するために選択される方法であるのに対して、変化がもたらす危険として には変化を受け容れる要因としては、 三番目の問題は、 歴史へのこだわりが希薄となり、 伝承環境の変化から生ずる諸問題を解決し、円滑な保護と継承を期待 地域との一体感や集団的同一性の意識などを失い、 変化の結果起こる事態への評価の問題である。 他地域に対し比較の手段を失わしめるという、 時代の推移などによってもたらされ 歴史の検証に必要とされる研究資料 一般的 共同 ある

いるからに他ならない。 ら負の観点から考えがちであったことに対して、少なからず疑義を感じてら負の観点から考えがちであったことに対して、少なからず疑義を感じていと思う。それは変化というと価値の消失という問題に直結しがちで、専特にこの中では伝承者が主体的に関わる変化の問題について考えてみた

ここでは、俵木論文のように変化をもたらす内的要因の問題にまで踏み

問題を考える糸口としたいと思う。変化における評価の問題について検討を試み、風俗慣習面の変化に関する形民俗文化財指定の山・鉾・屋台の祭りの物件を例に、主として外面的な込むだけの準備はないのであるが、比較的検討の素材が整っている重要無

V―1 都市型の祭礼の成立と展開

いる。都市型の祭礼として各地に展開し日本の夏祭りを代表する風物詩となって都市型の祭礼として各地に展開し日本の夏祭りを代表する風物詩となって豪華華麗な山・鉾・屋台の曳行行事を中心とする大規模祭は、風流系の

一般的であった。
一般的であった。
は、山・鉾・屋台の原型を京都祇園祭に求めるのがあ。そして、これまでは、山・鉾・屋台の原型を京都祇園祭に求めるのが地域の分限者の奉納するものから始まったとする例が多いように思われうに、時の為政者が始めたという伝承を持つものがあるが、一般にはその山・鉾・屋台の祭りは、熊本の八代妙見祭や富山県高岡の御車山祭のよ

った。
京都祇園祭の山鉾の性格については、これまでは折口信夫の依代説でのたか。

であった。この研究によって、従来一種の閉塞感が見られた山・鉾・屋台かけると共に、山・鉾・屋台を一括して捉えることの誤りを提示したもの特に半ば常識化してみられた山・鉾・屋台の祭りの成り立ちに再考を投げ的規模で取り組んだものであり、その成果は一言ではいい尽くせないが、値木の研究は、わが国の山・鉾・屋台の祭りの歴史と特質について全国

性が開けたことは大いに評価されよう。 研究が、これまでの 折口の依代説の呪縛 から解き放されて、 大きな可 能

もたらす疫神の速やかな退散を祈る祇園祭であるのである。 除しようとする祭りに典型的に見られる。 Ш このような移動神座の祭りは、 招かざる神の出現に対してこれを排 その代表的なもの が夏の疫病を

発生と流行に悩ませられていたのである。ここに疫病の退散を願って祇園 著であった。 延は不可避的な事柄であり、 祭が繰り広げられるのは当然のことであった。 前近代においては、 早くから都市的な発展を遂げた平安京も例に漏れず、 衛生思想の未発達と生活環境の未整備から疫病の蔓 それは特に人口が集住する都市 の周縁部に顕 疫病の

となる。 祇園祭は都の繁栄の代名詞ともなり各地に伝播 していくこと

するのであり、 病除けの神として祇園社が勧請されてくる。祇園社は機能神であるために、 成長を来すようになり、 述べたように、 人びとの存在が予想できるのである。 [定した氏子を持たないことが多い。 江戸時代になると各地に次々と在郷町が発達し、 ここには容易に氏子とも氏子外の第三者ともなりうる多く 疫病の発生と流行はその最たるもので、このため各地に疫 同時に弊害も目立ってくるようになった。 人びとは必要の時だけにこれを崇敬 それらは次第に都市的

都市の発達は富裕な町人層を生み出す。 の風流化と一層の振興に尽くすのである。 生活の基盤である都市的環境の整備に従 彼らは富を集積し分限者 その一環としてハ

に工夫され、 町内を神々が巡幸してまわる御旅所祭りの形式を持つ、 広く展開することとなる。この中で、 こうした山・鉾 神社を離れ町内の 屋台を中心とした祭りは、 一角に設けられた御旅所に一 特に山車・ 屋台は一層豪華なもの 移動神座の祭礼 その華やかさの 定期間とどま

> 早くは町人文化が花開く元禄期と、 祭りが全国に展開していくのは、 えに他の祭りにも取り入れられることとなっていく。 次いで爛熟期を迎える化政期とが江戸 時代的にいえば江戸時代と考えられ こ の 山 屋台

0) Ø

期における二つの頂点と考えられよう。

の部分と祭りを賑やかしする部分とにわかれ、後者は付け祭りなどと呼ば 祭礼は既に信仰に基づく要素より娯楽性・遊興性を色濃く持った祭りへと 中心となる祭礼であった。 変化していたようである。そしてこの部分が強調されると、 も変化し、 に連れて、 れて若者組などの集団に委ねられるようになる。 先述のように、 山・鉾・屋台の運行と管理は町内に移り、 いわゆる分限者山車から町内山車に変化していく。 初期の山 しかし、 ・鉾・屋台の祭りは分限者の奉納する屋台類が 次第に町組が整備され力を蓄えて来る 屋台を奉納する主体 いわゆる神事

2 地域振興策と祭りの変遷

V

どの けて、 仰が一 るが、 賑わすこととなったり、 地域共同体の祀る鎮守社には、 域神の祭りへと展開し、さらに信仰内容の細分化・具体化と共に、 とが祀る祖先神の祭りから、 力な功徳を求める風潮が高まり、 活空間が拡大するのに連れて、 わ 神人と呼ばれる下級宗教者たちによる布教活動も見逃せない事実であ が 主祭神の変更へと進むのである。 般に普及してきたものと考えられる。 根底には生活空間の拡大に伴う世界観の変化の問題があると思われ 国の祭りは、 様式的に概観すれば、 あげくの果ては本来の祭神である地域神を押しの 出自を異にする複数の人びとが共同で祀る地 遠来の有名大社が勧請されて境内神として 全国的規模で信仰を集める有名大社への信 通信手段や交通手段の発達等によって生 これには、 共通の出自関係で結ばれた人び この結果、 熊野大社や伊勢大社な いわゆる農村型の

の問題に視点を移して見てみよう。こととなった、いわゆる都市型の祭礼を視野において祭りを支える人びと変遷過程を概観したものであるが、さらに、近世以降広く各地に展開する以上のことは、いわゆる伝統的な農村型の地域共同体の祭りを想定した

は町内組や周辺の人びとに委ねるなどの形式のものである。 とが多い。その三番目は両者の混在型で、 くみられる形で、 した伝承を残すことがある。この形態は大規模な初期の都市型の祭礼に多 は町内の有力者が山車類を奉納したことに始まるもので篤志者奉納型とも で、氏子組織一体型とでも名付けられる型式のものが考えられよう。 祭組織としてはもっとも原初的ないわば共同体型ともいいうるようなもの 祭りの運行母胎となるもので、一般的に町内会組織と同一の組織となり、 伝統的運行組織の形式としては、 的な運行組織の変化とそれに起因する幾つかの側面に現れる。すなわち、 といえる。この種の変化は、 型の祭りは氏子以外のいわゆる観客層を含めた第三者層を巻き込んだ祭礼 村型の地域共同体の祭りが氏子だけの当事者の祭りであるのに対し、都市 都市の住民に支えられた祭りであるといえよう。柳田国男流にいえば、農 な氏子集団によることが一般的であるが、一方、都市型の祭礼は都市特有 いうべき祭りの形態が考えられよう。この形は時に当時の支配者層の関与 農村型の地域共同体の祭りは比較的長期の居住に基づく安定的 短期的・不安定的な居住形態にある、 みること、 みられることを意識した祭礼となっているこ 祭り運営にかかわる一般的な変化として伝統 第一に、当該神社の氏子組織がそのまま 非組織的で流動的な特徴を持つ 有力者による山車の奉納と運行 ·固定的 第二

見られるのである。これは歴史的には現代に限った傾向ではなく既に過去見て取れる。すなわち、時代の推移と共に氏子組織一体型が崩れる傾向が各地のこの種の祭りをみていくと、このような運行組織の変化の傾向が

だろう。 にも見られた傾向であるが、今また改めて目立ってきた動きと考えて良い

要であろう。
要であろう。
要であろう。
要であろう。
要であろう。
要であろう。

ら変化の実態を見て行く必要があるだろう。これらの変化は、関連してまた幾つかの変化を引き起こす要因ともなっこれらの変化は、関連してまた幾つかの変化を引き起こす要因ともなっこれらの変化は、関連してまた幾つかの変化を引き起こす要因ともなっこれらの変化は、関連してまた幾つかの変化を引き起こす要因ともなっこれらの変化は、関連してまた幾つかの変化を引き起こす要因ともなっ

Vー3 山車祭の変化の様相

の多くが現在でも盛んに行われていることが特徴としてあげられよう。であるいわゆる大勢の観客が集まる、観光的にも重要なイベントでありそる。これは、先に述べたように信仰を同じくする氏子だけでなく、第三者現在伝承されている山車類の祭りは、都市型の祭礼の典型的なものであ

る者も多い。

山ぶっつけを避ける屋台の曳き回しこそが、本来の祭りの姿であると伝えをぶっつけ合う行事は、最近の著しい変化で、土地の古老の中には今でもきている。秋田の角館の祭りを例に取れば、祭りの見所となっている山車都市型の風流の祭りは、観客層を意識することでさまざまな変化を経て

第者はこうした変化を、当該祭りの再生を意図した地域住民の活性化を のことで活性化を図る方法も見られる。

るためである。変えて積極的な視点から見てみたいと思う。変化を捉える視点の拡大を図変えて積極的な視点から見てみたいと思う。変化を捉える視点の拡大を図ここでは従来変化には負の評価が与えられるばかりであったが、視点を

下のような手法が見られるようである。
各地の山・鉾・屋台の祭りの活性化を図る工夫の方法としては、概ね以

Vー3ーア 山車の装飾に工夫を凝らすもの

の様態であろう。重要無形民俗文化財に指定された物件でいえば、秋田の変化には当てはまらないともいえるが、これも大きな意味での変化の一つこのことは、風流の本義に関わることであり、本稿で問題とする、祭りの規に作り替えて、その意匠や主題などで耳目を集めようとするものである。これは風流型の山車祭りのもっとも根幹をなすもので、作り物を毎年新

戸の三社大祭の山車であり、茨城の日立の風流物もその一つである。た、武者人形と山の組み合わせが多くみられる。その一つの発展形態が八地方を中心に広く見られる。やまの構成は歌舞伎の場面などに題材を採っ角館や土崎の山車に典型的に見られるものである。分布的には全国に広が

Vー3ーイ 山車に付属する芸能に工夫を凝らすもの

る。秋田の角館祭りの手踊りもここに含まれよう。 の佐原祭りのような山車囃子の競演などを呼び物にするのもこの一種であ 秩父祭りや滋賀の長浜祭り、愛知の知立の山車文楽などが代表的な祭りで との芸能を披露するものを典型例とする。栃木の烏山山あげ祭り、埼玉の との芸能を披露するものを典型例とする。栃木の烏山山あげ祭り、埼玉の との芸能を披露するものを典型例とする。栃木の烏山山あげ祭り、埼玉の

Vー3ーウ 運行方法等に工夫を凝らすもの

るために仕組まれたものとが含まれている。には実際に必要とされる行動の中から生まれたものと、単に力や技を見せ山車の曳き回しなどに工夫を凝らし祭りの見せ所としたもので、この中

^ー3ーウーa 必要の中から生まれ発展したもの

回しというが、一般的には後方に突き出した梶棒に若者たちが大勢で掛かを割って敷き並べ、その上で車輪を滑らせて方向を変えている。これを辻京都の祇園祭では巨大な鉾を辻辻で方向転換させるために、路面に生竹

設営の手際よさを競う風習があるが、 うになっている。 を深く敷いて、 工夫を凝らしたもののほか、佐賀の唐津曳き山祭りでは、 前に曳き入れる力業が見物となっている。このように通常の方向転換等に に一基あたりに八人の若者が取り付き、 果たすことが多い。 なくもないだろう。 車 輪をこじったり梶棒に肩を入れて後輪を浮かしたりして方向転換を 曳き山の運行を困難にさせて、曳き手の力比べを楽しむよ 栃木の烏山 愛知の知立の山車文楽の宮入には、 の山あげ祭は公開の場所を移しながら舞台の これもこの種の工夫の一つともいえ 後輪を持ち上げたままで一気に神 山車の後方の梶棒 御旅所の庭に砂

VI3-ウーb 曳き回しなどに若者の力比べ的な要素を加えたもの

一方、千葉の佐原祭では、のの字回しやそろばん曳きなどと呼ぶ曲曳き りが同種の性格を見せているが、これは次に述べる競技の要素がよりふさ ちの屋台の曳き回しの妙を競うもので、この祭礼の一つの見せ場となって ちの屋台の曳き回しの妙を競うもので、この祭礼の一つの見せ場となって が特設の会場で公開されて見物の人たちを楽しませている。これは若衆た かしいものと考えられる。

ー3ーエ 競技的要素を加えたもの

ルの対象となっている。本来の風流の性格を僅かながらでも残した、山車事に題材を採った曳き山の作り物が、それを風刺した句とともにコンクー合いを高め合うもので、また、これをそれぞれの祭礼の呼び物としている以上述べてきた活性化の工夫は、仲間同士が競い合うことでお互いに気

しいことである。物が固定化するような傾向と共に、こうした要素が姿を変えていくのは寂祭りには欠かせない要素の一つではあるが、毎年作り替えられるべき作り

このように、競技の形を取るもののうちでも、明確な順位付けを伴うもこのように、競技の形を取るもののうちでも、明確な順位付けを伴うもこのように、競技の形を取るもののうちでも、明確な順位付けを伴うもこのように、競技の形を取るもののうちでも、明確な順位付けを伴うもこのように、競技の形を取るもののうちでも、明確な順位付けを伴うも

VI4 変化への評価等

理解できたことと思う。
在すると考えられるが、変化があながち負の要素だけとは限らないことはる事例を考えてきた。もちろん伝承者側の要因としてはこの他にも沢山存まれにくかった変化を積極的に評価して祭りの活性化を図るものと見られこれまでは、変化をもたらす要因を伝承者側に求め、従来の視点には含

が、但し、この問題もまた第三者による外圧的要因に基づくとばかりは考るような場合の問題が残っていることも事実である。そして、それは観光のい。警備などへの配慮から祭りの時間帯を短縮させようとするものであったり、警備などへの配慮から祭りの時間が考えられるだろう。これは観客が集まりや第一に公開期日の変更の問題が考えられるだろう。これは観客が集まりやり、警備などへの配慮から祭りの時間帯を短縮させようとする動きであるり、警備などへの配慮から祭りの時間帯を短縮させようとする動きであるり、警備などへの配慮から祭りの時間帯を短縮させようとする動きであるり、警備などへの配慮から終りの時間帯を短縮させようとする動きであるような場合に基づくとばかりは考しているように表する場合に表すのである。

単に期日・時間の変更といって済まされないことが明らかである。密接に関係するものも多々見られる。これらのことを考え合わせた場合、である。しかし、祭りの中には祭神の神格や信仰内容と祭日・時間等とがの要とすることなど、この種の問題は伝承者側にとっても切実な問題でもえられないのである。これは、山・鉾・屋台の祭りは大勢の若者の参加を

であろう。

まって展開に場所等の変更の問題がある。 第二に開催時間・場所等の変更の問題がある。観光の都合により、従来 第二に開催時間・場所等の変更の問題がある。観光の都合により、従来 第二に開催時間・場所等の変更の問題がある。観光の都合により、従来

今、観光面においても魂のふれあいを望む本物志向や、伝統への回帰の今、観光面においても魂のふれあいを望む本物志向や、においての正確な把握がなされなければならないのであいまうに伝承が危惧されるような事態を招き、全てを失うこととなってむあまりに伝承が危惧されるような事態を招き、全てを失うこととなってむあまりに伝承が危惧されるような事態を招き、全てを失うこととなってがあまりに伝承が危惧されるような事態を招き、全てを失うこととなって当該信仰の実態についての正確な把握がなされなければならないのであり、完璧を望いる。

は明らかである。正確な実態は、必要とされる機会ごとに現地調査を実施質から、過去の研究成果ばかりに全面的に依拠することは許されないこと無形民俗文化財は変化から逃れることは出来ないというその基本的な性

目を向けることなく、その積極的役割への評価の眼も用意することが大切影響をもたらすのかなどを的確に捉え、変化のもたらす負の要因ばかりにして確認される必要があるのである。そして、期日の変更などがいかなる

に決定される必要があるのである。た幅広い検討体制が必要とされ、多数の眼による広範・的確な予測のもとそして、この検討には伝承者だけでなく研究者、保護行政担当者をも含め

地調査を実施する必要性を改めて教えてくれる良い例といえよう。も含めた人びとの、祭りに対する普段からの観察の必要が求められているの保護は普段の生活の中で考えることの大切さと共に、機会あるごとに現の保護は普段の生活の中で考えることの時だけに存在するものではない。の保護は普段の生活の中で考えることの時だけに存在するものではない。の保護は普段の生活の中で考えることの大切さと共に、機会あるごとに現の保護は普段の生活の中で考えることの大切さと共に、機会あるごとに現の保護は普段の生活の中で考えることの大切さと共に、機会あるごとに現の保護は普段のように表す。

おわりに

旨である。
はじめにも述べたように、無形民俗文化財のうち民俗芸能の「変化」に対する検討を、風俗慣習の分野にまで広げて考えてみるこめて文化財保護の観点からの「変化」に対する対応を考える必要があるだめで文化財保護の観点からの「変化」に対する対応を考える必要があるだめによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣とによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣とによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣とによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣とによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣とによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣とによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣とによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣とによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣とによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣になって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本語の趣というない。

そこでは、従来は「変化」というと一方的に価値の喪失の危険といった

こ。相を、山車祭りの例から検証を試み変化の積極的な評価の必要性を述べ角の視点で捉えがちであったことに対して、祭りの活性化を図る工夫の様

からお願いするものである。 重ねてお詫びを申し述べたい。関係各位の今後一層のご批判とご教示を心検討に終始することとなってしまった。己の浅学非才を恥じるとともに、課題を中心とすることとなり、同様の考え方を繰り返すだけの中途半端ないつもながら結論らしい結論も得られず、また問題の性格から行政上の

なお、無形民俗文化財の保護について千葉県教育委員会では他の文化財なお、無形民俗文化財の保護について千葉県教育委員会では他の文化財なお、無形民俗文化財の保護について千葉県教育委員会では他の文化財なお、無形民俗文化財の保護についてお。これは県文化財保護審議会委員が県指定方を注ぐだけではなく、このような追跡調査を前提とするきめの細かな指導が必要とされなければならないと考えられる。そのことによって、いわゆる指定の効果も一層高まり、結果的に指定解除の問題も軽減されると考さられるのである。

良いだろう。 と情報の共有化などを意図して、全国規模の連絡協議会なども企画されてを深める場として、また、各地の文化財保護に携わる人びとの資質の向上無形の枠を越えた文化財全体に関わる問題でもあり、これに関しての議論無おまた、本文中でも指摘した通り文化財の「変化」の問題は、有形・なおまた、本文中でも指摘した通り文化財の「変化」の問題は、有形・

参考文献

- の上演目的や上演場所に関する調査研究報告書』二〇〇六)(1) 俵木悟「民俗芸能の変化についての一考察」(東京文化財研究所『民俗芸能
- 正を巡って―」(『國學院雑誌』第一〇七号 第三号 二〇〇六) 拙稿「無形の民俗文化財の保護について―特に、昭和50年文化財保護法改
- 二〇〇七) 記録選択制度の検証―」(東京文化財研究所『無形文化遺産研究報告』第一号 拙稿「続・無形の文化財の保護をめぐって―無形の文化財の一体的な把握と
- 三隅治雄「民俗芸能の『変容』」(『文化庁月報』二七四 一九九一)

4

5

3

2

- るので、これらも参照していただければ幸甚である。
 文化財研究所『無形文化遺産研究報告』第一号 二〇〇七)にも報告してい
 漢をめぐって―無形の文化財の一体的な把握と記録選択制度の検証―」(東京
 財の保護について―特に、昭和五〇年文化財保護法改正を巡って―」(『國學
 財の保護について―特に、昭和五〇年文化財保護法改正を巡って―」(『國學
- 文化財研究所芸能部『芸能の科学』三三(二〇〇六)(6)拙稿「無形の文化財の保護をめぐって―特に、民俗芸能を中心に―」(東京
- 二〇〇七) | 二〇〇七) | 二〇〇七) | 二〇〇七) | 出稿「続・無形の文化財の保護をめぐって―無形の文化財の一体的な把握と
- (0) NH斤「て化す尿度失死紀・冬侖(2))(『1台卅25~0分5 Lデン文化財研究所芸能部『芸能の科学』三三(二〇〇六)(9) 拙稿「無形の文化財の保護をめぐって―特に、民俗芸能を中心に―」(東京
- (1) 内田新「文化財保護法概説・各論(一一)」(『自治研究第六○号第九号
- (11) 植木行宣『山・鉾・屋台の祭り』(白水社 二〇〇一)
- がであろうか。 問が残る。ここは「常に変化・向上の動きの中にあり」程度の表現ではいかあり、」(頁一六)と述べているが、何を目標とした形成過程なのかなどに疑(2)(1)に同じ。但し俵木は同報告書の中で「全ての民俗芸能は常に形成過程に

[Summary]

Considering "Change" of Intangible Folk Cultural Properties with Emphasis on the Relation with the Designation of Cultural Properties

OSHIMA Akio

The present author discusses, within a system in which the maintenance of the present condition is the principle, issues concerning the protection of intangible folk cultural properties that do not fit into this principle because "change" is inevitable.

First, the author considers the concept of and the necessity for the Law for the Protection of Cultural Properties, the basis upon which designation of intangible cultural properties is made. Then he considers the significance of transmitting cultural properties that are unavoidably subject to change.

"Change" of intangible cultural properties is generally regarded negatively as being directly connected to the loss of their values. However, by studying cases of festivals in which floats are used and which are designated important intangible folk cultural properties the author proposes debating these issues from another point of view, to reexamine the positive aspects of "change".

These issues have been considered topics for discussion until now, but they have not been dealt with fully. Of course, study has been made mainly in the field of folk performing arts with some results, but study in the field of manners and customs lags considerably. With the establishment of UNESCO Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage, these issues have become urgent and important topics that should be dealt with in all fields of intangible folk cultural properties.

This paper is a part of an attempt to pursue further progress for the protection of intangible folk cultural properties under such circumstances.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage Number 2

2008

Publisher:

National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo 13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

> 無形文化遺産研究報告 第2号 平成20年3月28日印刷 平成20年3月31日発行

編 集 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 『無形文化遺産研究報告』編集委員会

編集委員無形文化遺産部 部長
音声・映像記録研究室長
無形文化財研究室長
成城大学講師
法政大学能楽研究所 教授宮 田 繁 幸
高 桑 いづみ
鎌 倉 惠 子
星 野 紘
山 中 玲 子

発 行 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所
 〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43 電話 03 (3823) 2241

© 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 2008

National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo